(1) 平成23年分の所得が一定額以下の方で、総 合課税の配当所得や原稿料などのある方

- (2) 給与所得者で、雑損控除や医療費控除、寄附 金控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄附金特 別控除などを受けることができる方
- (3) 平成23年分の所得が公的年金等に係る雑所 得のみで、医療費控除や社会保険料控除などを受 けることができる方
- (4) 平成23年の途中で退職した後就職しなかっ た方で、年末調整を受けなかった方
- (5) 退職所得がある方で、次のいずれかに当ては まる方
- ①退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控 除を差し引くと赤字になる方
- ②退職所得の支払いを受けるときに「退職所得の 受給に関する申告書」を提出しなかったため、 20%の税率で源泉徴収がされた方で、その源泉 徴収税額が正規の税額を超える方
- (6) 予定納税をしている方で、納税した税金が納 め過ぎになっている方

さぁ!ネットで申告



e - Taxホームページ http://www.e-tax.nta.go.jp/

この還付申告は、 2 月 15

Н (水)

なるべく早めの提出を 還付の申告は

付申告の提出はお早めに!

a

(イータックス)をご利用ください

の申告 当てはまる方などで、 になっている方は、 税金や予定納税をした税金が納め過ぎ 次の (1) から(6) のいずれかに (還付申告) をすることができ 還付を受けるため 源泉徴収された

すので、 込みをご利用いただくと便利です。 金の支払いまでには、 します。なお、 前でも税務署に提出することができま 還付金の受取りは、 (1~2か月くらい)がかかります。 申告書の還付先口座は、 なるべく早めの提出をお願い 申告書の提出から還付 預貯金口座への ある程度の期間

以 座をお書きください。

申告相談会場をお間違えなく

すので、ご注意ください。 中央文化会館)1階小ホー 期間中はアミューズメント佐渡(佐渡 H では佐渡税務署で行いますが、 申告相談会場は、 (木) ~3月15日(木)の確定申告 2 月 15 日 ルとなりま 2 月 16 水 ま

確定申告書を作成するときには

告書用紙に記入をしていくと、 得税の確定申告の手引き」に従って申 様式を使用してください。 成23年分の確定申告を作成する際は新 書の様式が変更となりましたので、 額の計算が簡単にできるようにな 平成23年分以降の所得税の確定申告 確定申告書を作成する際には、 所得や 「所 亚

> では、 告することもできます。 提出する申告書等が作成できます ページからダウンロードできますので 引き」や申告書用紙は、 7 ※平成22年分の所得税 力することにより、そのまま税務署に ご利用ください。 ージの「確定申告書等作成コーナー」 ださい。 夕を引き継いで直接 e - Taxで申 さらに、このコーナーで作成したデ います。 確 3 ①確定申告書作成コーナー 書等が送付されませんのでご注意く た方については、 告書を次の方法により作成し提出し e 確定申告会場 ホームページ) 定 画面の指示に従って金額等を入 でパソコンにて作成した方 Taxソフトにて作成した方 「所得税の確定申告書 なお、 決算書等の必要な方 にて作成した方 確定申告書・決算 (佐渡中央文化会 国税庁ホームペ ·消費税確定申 国税庁ホーム (国税庁 0

申告者本人

振

佐 申告書・ 渡税務署までご連絡くださ

い。は、

お問い合わせ

佐渡税務署 (自動音声案内「2」を選択してくだ **8** $\frac{1}{3}$ $\frac{2}{7}$ $\frac{6}{6}$